宮内庁書陵部所蔵九条家本『季御読経次第』・『諸社神宝等破損修理事勘文』

太田克

也

【解題】

『季御読経次第』 [九・三八]

メートル。界高、上端より三・五、二八・一。 鎌倉時代写。巻子装一軸。全七紙。縦二九・七×横三五一・八センチ

本史料は季御読経の次第を記したものである。季御読経とは、春秋二の流れを詳細に記述している。

稿の性格を色濃く残す。初日儀以降の記述を元来持っていたかどうかにうちの定のみの次第である。抹消や挿入、移動を示す符号が散見し、草結願日までの四日間に亘る当日の儀式から成っているが、本史料はその季御読経は、行事の日時や参加する僧を決める事前の定と、初日から

料論文からの引用。なお適宜省略した。)

本型料の末尾にやや広い余白が残っていることを考えると、ついては、本史料の末尾にやや広い余白が残っていることによって、内容の紹介に代えることとしたい。(ゴチック体の記号と文章が前掲倉林論文からの引用。なお適宜省略した。)

林論文からの引用。なお適宜省略した。)

上が宣旨により、これを行う。(a)上卿が仰せを奉じて陣に着く。大臣の障りのある時は、中納言已

(b)上卿は弁に仰せて、陰陽寮をして日時を勘え申さしめる。つまりとして定め申すべき日をあらかじめ尋ねておき、上卿に知らせるという。は職事が内々に御読経当日の日次を尋ねて奏し定めるか、あるいは当日「職事奉仰」以降。仰は職事が上卿の里亭に出向いて伝える。「近代」

(c) 欠こ上即は分このせて、列文・見を售めしめる。セニ人がこれをのことなどを仰す。この後、上卿は仗座に着き、日時勘文を奏させる。が里亭に来て弁の交名を問うという。弁が来ると上卿は客亭に出て勘申召す。「近代」は職事が内々に当巡の弁を尋ねて招集する。または職事「上卿召弁」以降。上卿は里亭において当巡の弁を史に問うてこれを

れる。
一人が硯を参議前に置く。硯のほかに続紙・続飯・板等を加え入進める。例文は筥に入れ、史一人が上卿前に置く。(中略)また(c)次に上卿は弁に仰せて、例文・硯を進めしめる。史二人がこれを

定』とは次第本文及び注記の文章が概ね一致している。や詳しく、注記の文章には一致するところがある。また『季御読経僧名「次以官人召弁」以降。内容は大体同じであるが、『江家次第』よりや

- る箇所もあるが、本史料の方が細かい動作への言及がある。細である。『季御読経僧名定』とは文章が一致していたり似ていたりす「次上卿略見例文等」以降。『江家次第』よりも各人の動作の記述が詳(d)上卿は旧定文を披き参議をしてこれを書かしめる。大弁がこれを書

聞する。『季御読経僧名定』とは文章に一致するところがある。「次上卿取出例文等」以降。勘文等は弁に付して内覧せしめてから奏

る。次に史が筥文を撤する。すに依るべし」と仰せ、日時勘文を下し、弁はこれを同様に結ね定文を弁に下し、弁はこれを受けて結ねる。次に上卿が「勘へ申(f)返し給わると、弁に下す。まず上卿が「宣旨これを給ふ」と仰せ、

「上卿結日時」以降。上卿が結ねて筥の中に置き、それを弁に下して

また結申ときの詞も載っている。結ねる。なお「弁仰云、ば夢申し、」とあり、『江家次第』と異なっている。

後日、史が僧名を書き、大臣家その他に奉る。(後略)(8)上卿は外記に仰せ、諸司・堂童子を催すべき由を仰す。(中略)

名定』は最後に史が書き上げた僧名を付す。次第』・『季御読経僧名定』よりは詳しくなっている。なお『季御読経僧「上卿令官人召外記」以降。上卿や弁の発する詞まで記すなど、『江家

い。本稿ではそこまで調査できていないので、後考を俟ちたい。 内容については以上であるが、本文的には特に『季御読経僧名定』と 内容については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 成立については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 成立については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 成立については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 成立については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 成立については、年時を示す先例が引かれないこともあって、具体的 の変遷を追っていけば、ある程度絞り込むことは可能であるかもしれない。 本稿ではそこまで調査できていないので、後考を俟ちたい。

。諸社神宝等破損修理事勘文』 [九・一四二]

メートル。界高、上端より四・〇、二九・〇。 鎌倉時代写。巻子装一軸。全七紙。縦三〇・八×横三六九・八センチ

損した際、その先例を小槻有家が勘申したものである。石清水八幡宮は本史料は、文永十年(一二七三)に石清水八幡宮の御剣の袋と鞘が破

価されている。 価されている。 価されている。 (4) 価されている。

この一件については、関連史料が『石清水八幡宮史』史料第一輯(一三七~一四四頁)に集められ、「史料稿本」(文永十年八月二十六日・十三十二月二十五日条)でも簡便に参照できる。今それらによって概略を示すと、次のようである。この年八月十五日の放生会のとまに、三所御前の御剣の袋に鼠が巣を作って食い破っているのが発見された。そのうち中御前の御剣は、袋の破損に加えて鞘の一部が折れて落下していた。よって八幡宮はこのことを注進し、朝廷では先例を勘申せしめ、修復につき協議することとなった。その結果、御剣の袋は作り改められたものの、鞘については御剣が神宝かどうか不審であるとして、められたものの、鞘については御剣が神宝かどうか不審であるとして、のった。

以下、順を追って内容について見ておきたい。(『石清水八幡宮史』史が勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがわかっていたが、その他の勘申者やが勘文を提出したらしいことなどがおかっていたが、

)(16) 料第一輯に他史料が見える場合は「『宮史』 頁数(主要史料名)」を注記

食い破られた先例としてまず「御剣袋鼠喰損之例」、すなわち石清水八幡宮の御剣の袋が鼠に

・承元三年(一二○九):『宮史』一二五頁(『宮寺縁事抄^{怪異并不浄等事}』)・承元三年(一二○九):『宮史』一二五頁(『宮寺縁事抄^{怪異并不浄等事}』)

幡宮寺縁事抄』)・貞応元年(一二二二):『宮史』一三六頁(『宮寺縁事抄怪異并不浄等事』『八・貞応元年(一二二二一):『宮史』一三六頁(『宮寺縁事抄怪異并不浄等事』『八

の例は御剣袋と御几帳の帽額がそれぞれ破損したもので、修補がなされので、御剣の袋については調進すべきことが命じられている。文応元年の例は中御前・東御前双方の御剣の袋と三所御前の龍鬢筵が破損したもの三つが挙げられている。承元三年の例は東御前の璽と御剣の袋が破損・文応元年(一二六〇):『宮史』一四六頁(『師守記』所引勘申)

多くないとみられる。
あることから最近の例に限ると断っているので、前欠部分の分量はそうが、前欠であることからそれ以前の例も載っていた。ただし先例が多数たかどうかはわからないという。現状は承元三年の例から始まっているのでは後食気と着厂前の前名がそれぞれで打したもので、修客がなされ

これに続けて、鼠が巣を造った例として

豊受大神宮 久安二年(一一四六)

· 平野神社 嘉応二年 (一一七〇)

それが破損したものと考えられる。 学の二つが挙げられている。豊受大神宮の例は、外宮域内別宮の高宮(多の二つが挙げられている。豊受大神宮の例は、外宮域内別宮の高宮(多の二つが挙げられている。豊受大神宮の例は、外宮域内別宮の高宮(多の二つが挙げられている。豊受大神宮の例は、外宮域内別宮の高宮(多

べる。今回の件でも、朝廷側では御剣が神宝であるかどうかが問題になっ と称して造替するか否かが決せられず、八幡側に子細を尋ねたことを述 府に修造させようとしたが、その際八幡側が神王面は往古の霊物である た寛治二年(一〇八八)に、大隅正八幡宮の神輿と神王面の破損を大宰 剣の鞘がそのときのものであるか、八幡宮に尋ねるべきとしている。 が火災したときに御剣以下多くの神宝を調進し直したとして、今回の御 ていたようで、その点が勘申の中心であったのだろう。 そして以上の例を挙げた後に、保延六年(一一四〇)に石清水八幡宮 ŧ

ところで、ここに挙げられた石清水八幡宮の先例を他史料と比較して ___月十五日卯時所見付

卯時所見付之者、 大治二年八月廿六日卷、宮寺言上之、中御前璽筥破損、 (『石清水八幡宮記録 当宮璽筥事大治』:『宮史』七 今月十五日時

・同三年八月、 (大治) (十五日) 一頁) **璽御筥及大□□、**

宮寺重言上云、

当宮璽筥事大治』:『宮史』九一 大治三年八月宮寺重言上云、 **璽御筥及大破者、** 頁 (『石清水八幡宮記録 宮と他社とに分けて挙げられている。まず八幡宮の先例として 「鞘令折給准拠例」、すなわち鞘の破損の准拠すべき例が、 八幡

·石清水八幡宮 水八幡宮記録 当宮璽筥事大治』『中右記』 大治二年 (一一二七):『宮史』七一~九一頁 (『石清

石清水八幡宮 等事』『長秋記』 水八幡宮記録 『永昌記』 当宮璽筥事大治』『石清水八幡宮記録宮寺注進三所御剣袋錦文 大治三年:『宮史』九一~一〇九頁(『中右記』『石清

宇佐八幡宮 建暦元年(一二一一)

認できていない。 求めたものである。 る行幸会の際に修補するものだが、それまでまだ間があるので、修理を 御験である薦枕が鼠によって破損したもので、本来は六年に一度行われ を作りそこに破損した筥を収めた。このとき筥を直接修理しなかったの 際には修補せずに終わったが、大治三年に再び大破したため、新たに筥 は、霊物は動かし難いからであるという。宇佐八幡宮の例は二之御殿の がある。石清水八幡宮の例は璽の筥が鼠に壊されたもので、大治二年の なお宇佐八幡宮の例については関連する他史料を確

続けて他社の例として

伊勢神宮 保安二年(一一二一)

伊勢神宮 元暦元年(一一八四

伊勢神宮 正治二年 (1100)

平野神社 嘉応二年 前出

稲荷大社 正治元年

遷宮の時に調進された鴟尾琴が、二十年に一度の造替の前に壊れてし わかっていないとする。 のときに調進された桙の比礼が落ちてしまったもので、修復されたかは のものが挙げられている。 元暦元年の例は、承安元年(一一七一)の内宮 伊勢神宮の保安二年の例は、遷宮 (外宮か)

双方ともに同じものに基づいたことによるのであろうか。 方が他方を直接引いているというより、破損に際し注進が行われるから、 などがそれに当たる。どのような関係性にあるのかは明確でないが、

註

- 1 冷泉家時雨亭叢書五十三『朝儀諸次第 二』(朝日新聞社、一九九九年)
- 2 亭叢書五十五 このとき史が書き上げた僧名を写した『季御読経僧名』 『朝儀諸次第 四』(朝日新聞社、二〇〇四年)に収められ が冷泉家時雨

ている。

- 3 亭文庫において「朝儀諸次第」として整理されている典籍を江戸時代に 時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本」(『書陵部紀要』 転写したものが高松宮家伝来禁裏本に存することは、 五十三、二〇〇二年)参照。 [H・六〇〇・一三八二]はこれを写したものである。なお冷泉家時雨 注2書所収。国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『季御読経次第 石田実洋「冷泉家
- $\widehat{4}$ 吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇二年)参照。 遠藤珠紀「官務「家」・局務「家」の成立」(『中世朝廷の官司制度』)
- 5 史料の欠損を補える情報はない。 『兵範記』嘉応元年三月二十六日条。目録も書き留められているが、本
- 6 料は未収。 『大日本史料』第三編之二十七、保安二年十一月一日条参照。なお本史
- 7 『壬生家文書』二五一九号 [五一二·二〇二] 所収)。 「諸社怪異勘例案」(『諸社勘例古文書』

建久十年二月三日、 大原野・春日・平

(中略) 祭以次第て可令懃行之由被|

> なお 同四月十日、稲荷社怪異事、被下祈 『大日本史料』第四編之六、正治元年四月十日条にも引かれる。

ン画像は、史料編纂所データベースよりインターネット公開されている。 を賜った。ここに記して謝意を表す。本史料のマイクロフィルムからのスキャ 【付記】ご所蔵者からは原本閲覧の便宜をお取りはかり頂き、 翻刻のご許可

翻 刻

凡例

・翻刻の要領は通行に倣ったが、特記事項は以下の通りである。

・底本の体裁については、これを改めた箇所がある。空行・余白・傍書

各紙の変わり目に 」を付し、 」のの位置は必ずしも反映させなかった。 」のように紙数を表示した。

季御読経次第

季御読経次第」

「季御読経次第」

季御読経次第

職事奉仰、々上卿、

向里亭仰之、大臣有障□□納言奉之、

依宣旨行之、 西宮記云、中納言已□、 [上]

近代職事内々相尋日次、奏定之、

或又同尋問可定申之日、 令告知上卿

上卿召弁、仰定日并可催設陰陽寮及文書之由

先於里亭召史問当巡之弁、 即仰史令召弁、

申事由、催之、 近代職事内々尋問当巡

弁夾名、

弁来、上卿□客亭仰之、· 近代職事来問之次、弁夾. 正言。 『思』 弁仰官、

陰陽寮并綱所例文等、 々令催設候

上卿着仗座、奥、汀キャン」上直 召外記仰可催参議之由、

次移外座、 以扇直履、

次仰官人令置軾之次、 仰可召弁之由

此間参議着横敷

次行事弁参軾、雖殿上弁又取笏、御物忌之時、 季御読経日時勘申セ、弁退

上卿仰曰、

於床子座仰史、々召取陰陽寮献弁、

次持参日時勘文、 願等日時也、 不入筥、発願・結

上卿披見了置座前、 如常、見之、

○―弁退帰

次以官人召弁、仰例文可進之由、

次六位史二人持例文・硯等、 置上卿・参議前 文、外任并死去勘文等、興福・延暦等竪入筥、年々定文、名僧帳、諸寺解

可請定之僧名、或別書之入筥、

人持硯筥置の宰相座の 前退

次上卿略見例文等、 了正笏目参議、

執筆第二参議者随上卿帰、 直居昇第一座

第三人以下揖着沓♀、 座退下着沓、他者不然、上臈参議非其限、大弁者取向本

揖進立第一人座下、 揖着之、揖侯、若無参議者、令弁

上卿重目、上卿重目、

参議置笏、 方、引寄硯、 置座下引寄硯、 取続紙、 巻取懸紙、

方、取続紙縿持巻返之、如元筥外下方、取墨見紙於硯筥外前方、更卷返懸紙、如元置硯下

取副続紙於笏、 副、取伺上卿気色、 其首、

摺之染筆、

如元置筆台、
染筆置之、
或先摺墨即

参議置笏取紙染筆、

令書之、惣一百人、僧綱、三会已講、七大寺中東大・興福及延暦寺読之如此、但或云、大弁宰相書之時、上卿皆読之、自余授僧名 上卿披旧定文読之、読云、大僧正、参議書之、任次□上卿披旧定文読之、先読云、僧綱、参議書之■、次〔第九〕

寺随僧綱多少経奏聞出入、百僧外威・従各一人、大威儀師在各八人、次第一人、七大寺外東西・定心院有次第一人、自余諸

参議献定文於上卿

入硯下方、置前押硯筥於若有余

直進、 或不伺之

上卿取笏揖許、 座下方、取副定文於笏、 伺上卿気色、

き参議揖参進、 取廻定文巻之、置前 右足踏畳縁、 於上 | 卿前揖、 揖或不 置

右廻復座揖、

笏於奥方、

参議復座揖

上卿置笏披見定文、輪灣改之、

返

此間候上卿前

次上卿見定文、有誤者、返給会 上卿見了之後、○以上二行

次上卿取出例文等、 置筥奥方、 入定文・ 日時勘文

以官人召弁

(第1紙)

第2紙

上卿前、 弁参軾 次招職事奏聞、 上卿付日時・ 僧名於弁令内覧、 奏聞、或為殿上弁者、又付之云々、行事弁為職事者、便付之 弁内覧了帰進

弁仰云、依勘申レ、 上卿結日時、 筥内、披文推合、引懸紙二倍押折、 即又返給

上卿微音称唯、 o 元巻之、 置筥内、

又結僧名、

弁仰云、 令廻請"

上卿微唯、巻文取加日時下弁、々於軾結之、

当レル季御読経ノ僧名、 当い季御読経ノ日時、当い季

近代結申詞云、 日時、 許両 也字 次結申詞云、

僧名、

上卿仰々詞、各如右、

弁称唯退於床子座下史、

· 雨日宜陽殿

上卿目、

史称唯着軾、 賜例文筥退帰、至于参議

座後、次例文筥重硯上取之退入、

奏請奏、(以下九行囲ミテ抹消ス)を議為第二以下人者、此後復本座)を議為第二以下人者、此後復本座)

弁奏聞返下、

上卿結之、

(第3紙)

弁仰云、 或宣旨ノタウへ、

上卿微音称唯卷之下弁、 々結之、

上卿仰詞如右、

上卿令官人召外記 弁退着床子座下史、

外記跪小庭、

上卿仰云、召来《日可被始行季御

-読経、可令催諸司・堂童子者、

外記称唯退

奏請奏、

弁持参之覧上卿、 _{在職事意}、 大期不定、

上卿見了以職事奏之、為殿上弁☆□ 上卿披見之付職事令奏、仰云、

申給^、◇

■奏聞返下、

上卿結申之、

上卿■微唯巻文返下弁、 弁仰云、或宣旨ノタウへ、

召行事下之、以職事奏之、更

行事弁結申之、

上卿退出、已以令撤之、 弁微唯巻文退下、

上卿仰詞如右如職事、

上卿披見了付弁令奏、仰云、 弁持参之覧上卿、 在職事意、

申給、

(第4紙)

(第5紙)

殿預等所注申也、 御行、任例開内殿御戸、奉移御剣□□ 承元三年八月十五日、 「官勘例八幡宮」(外題) (以下余白 同十二月十二日、 同月廿二日、宣旨云、注申神事違例□ [新 同九月日、被行軒廊御卜、 同月廿一日、 兼任先例調進御剣袋者、 。諸社神宝等破損修理事勘文』 東御前璽・御剣袋為鼠被喰損云[調始日時 参議退出、 奉遣日時 -後日行事史書僧名奏所々、 ·大夫史、 入筥各持参之、留僧名返給筥、 -行事弁、 行事上卿、 大臣家、立紙、 今月十二日、 左右大弁、 兼又於御袋者、 宣旨云、令勘例者、 又板敷上有直鼠云々者、 被勘次第日時 壬申、 同宮寺言上云、為遂[石清水八幡] 任例新令調進者、 時酉二點 (第6紙) 二神殿左方金蓋中野鼠引入、御壁□紐三筋 鼠喰損造巣者、又嘉応二年五月、平野社第 年九月、豊受大神宮別当高宮御帳□□□只所載近例也、造巣事相任准拠例、久安 御前御剣袋并御几帳帽額為鼠被喰損者、 文応元年八月十六日、同宮寺言上云、十五日 破之由、申之者、 點、任例御殿司等参入内殿、 違例、且祈請恠所口舌病事、兼又御剣□|(炎)||同五月十日、宣旨云、仰宮寺、且注進神事 同九月一日、宣旨云、令勘例者 遣八幡宮寺、 任先例早令改調者、 違例、且祈請恠所口舌病事、 同二年正月廿四日、被行軒廊御卜、 同月十七日、被調献御剣袋、 同日以左中弁平親輔朝臣為□□使被 於御剣袋鼠喰損之例者、先規多存之間 同九月一日、宣旨云、勘例令行御卜者、 勅使権中納言藤原隆衡卿 同壁代喰損者、各被行御卜之後□□ 此後沙汰之趣不分明歟 十七日、 丁丑、 時午二點、 奉伺御璽之函□ 久安二

(第2紙)

(第1紙)

謝、 宣旨之次第別無子細歟、 鞘令折給准拠例

大治二年八月、彼宮言上云、

月十五日卯時所見付也者、 中御前璽御筥破[卅代]

根元并相准神宝破損例者、 同九月四日、 宣旨云、下知本宮可令注申

同十月二日、 有仗議、可修補否事

同月十二日、 被行御卜、

同十四日、 被立奉幣使、

同十一月九日、宣旨云、下知本所令注申神

同三年八月、(十五日) 事不信違例、 宮寺重言上云、 且転読仁王経可祈請者 璽御筥及大□□、[碳者カ

申之云々、

同四年二月廿二日、 宣旨云、 以緒結本筥可令□◯◯◯

新造筥者

同九月七日、被立奉幣使、

同九月七日、被立奉幣使、

同五年五月十五日、 被勘可被造彼御筥日時、 来廿日辛酉

同八月六日、 被奉献新造筥、

件破損筥不及修補、 以旧損筥被納新造筥、 依

難動霊物歟

建暦元年二月、 八幡宇佐宮神官等奏状云、大菩薩[垂]

> 損壞也、但心薦者見在御床茵上也、仍神官等僉 損之由、依女官告祠官等、驚以奉拝見之処、所 居御座之処、二御殿御験表裹錦絹等、為鼠奉破 令勤行、令女官参入全大殿、擬令奉出于外殿□ 宣下之状、所勘申也、依之今春御祭任例式日奠 換御験并神宝物等也、 家御祈請、且令行六ケ年一度行幸会所奉調 跡当宮之後、 令安置薦御験、 是皆依御託宣之旨、任 且令勤神事致朝

議云、於当祭者三所御殿内一所雖不令御坐、 式日不退之祭礼奉出自余一三両所御験、 而

換歟、 可遂行神事云《、任僉議之旨遂行祭礼事已 件御験相待六ケ年一度行幸会、可奉惠 其期者明後年酉歳也、其程二殿之御 験

裹本薦可奉奠祭歟、来五月会神事、既[不令御坐、而雖勤連日神事者、 以新錦絹等奉

御験不令御坐者、 不能奉荷空神輿數云《者

同四月十九日、宣旨云、 令勘例者、

同廿七日、宣旨云、令官寮卜申者、 同五月三日、被行軒廊御卜

(第3紙)

同月十二日、 宣旨云、下知彼宮且注進神事違

年限以前奉改□

例穢気不浄、

且祈請公家御薬事并口舌

他社

伊勢太神宮

保安二年十一月、祭主大中臣親定卿言上云、(1日) 御遷宮

(第4紙)

以麻所巻□也、 時被調進之後、 比礼被調進之趣不分明 被行御卜之後、 被下宣旨 宮任占卜趣可令祈謝之由、 全不拝見之旨所申也、 令納酒殿之刻、 真次参着本宮申云、去十七日任例請預官幣 官幣等各請預之後、 十二月十七日御祭夜、任先例本宮并諸別宮 正治二年正月、 十二月八日被下 天下病事、兼又任例可加修復之由、 且注進神事違例穢気不浄、且祈請公家御薬 十余年之間、 第神事之例也、 禰宜等注進云、鴟尾琴者廿年一度造替、 元暦元年十月、 不浄之由、同年十二月廿九日被下 参宫之次拝見之処、 戸左右脇外為旧例所立也、 之時所被調進神財内、 人貞常所申上也者、 自然所破損歟者、 祭主大中臣能隆卿言上云、去年 年中三度御祭之時、令□用次 祭主大中臣親俊卿言上、 仰本所可令注進神事違例 伊雑宮御弓折損之由、 而承安元年御遷宮以後、 宣旨、 件御桙比礼已所放落□ 同廿五日戌時許、 被行御卜之後、 桙二管・弓二張・楯二枚、 而今月廿日奉幣使 被行御卜[宣旨、 大神[御

> 之鞘、 宮寺哉、 御剣以下神宝御装束等多被調献之、今所令[於三所璽御筥・御剣者、 右准拠例所見如斯、 稲荷社 迎日、 放落、 不信不浄之由、 御卜之後、宜早被祈謝、 体御鏡筥蓋自御輿之裏落破畢者、被□[行] 正治元年四月、彼社司言上云、去月廿六日御輿 天下及恠所口舌病事等、 注進神事違例不浄不信、 入御壁代紐三筋造巣、 座金物一破損、 嘉応二年五月、 、 且寛治正八幡宮神輿并神王面令 (三年十一月二十三日) 是璽御剣事歟、縡之濫觴委可被尋 御線一基蓋折放者、 任先例宜令調進之由、 五所御輿之内、 彼社司注進云、 抑石清水宮保延回禄之[(六年正月二十三日) 同月十日被下 第二神殿左方金蓋中野 奉取出之上、当遷宮之□ 四大神御輿奉舁出之間 同壁代喰損、 兼且可注進神事違□ 但於御殿并神宝 且祈謝公家| 被行御卜也、 同年八月廿三日被下宣□\ [b] 、第一神殿御[又金 御

(第5紙)

御遷宮之

[宮

但件

御

至于御弓者依有事忌不供進之由、大内 召問酒殿出納之処、折損之由先□ [日カ] 於御祭者先任式日勤行 同年閏二月二日 宜仰本 依見付 地祭内人

霊物、

難測造否之旨、

帰先仰清円八幡権別当、

雖被下官符、於神王面形一枚者、依称往古同

黷之時、

損失神宝物、

宜仰大宰府令修造之、

尋子細可経言上之由、

被仰下歟、

八月廿三日、***、以前両条、依仰注進如件、

左大史小槻有家請文

平野社

(第 7 □—紙)

(第6紙)